

国際資源循環専門委員会 中間報告(案)

概要版

はじめに

現在、アジア諸国の著しい経済発展等により、廃棄物等の国際的な移動が増大している中で、これに伴う環境破壊の拡大が懸念されている。我が国は、ここ十年来、従来の廃棄物対策の方向性を大転換し、抜本的な政策改革を推進しており、G8「3Rイニシアティブ」等を受けて、こうした経験を各国と共有しつつ、東アジア地域全体の循環型社会の形成に向け、リーダーシップを取っていく必要がある。

第1部：アジアに発信すべき我が国の廃棄物・リサイクル対策の経験

1. 我が国の廃棄物対策をめぐる以前の状況

以前の我が国では、経済発展を重視する中で廃棄物対策が十分でなく、産業廃棄物の不法投棄やダイオキシン類の発生、PCBの不適正な管理といった深刻な環境上の問題を抱え込む社会構造となっていた。

2. 法制度等のシステムの整備

廃棄物対策においては、産業廃棄物に対する排出事業者責任の徹底の観点からのマニフェスト制度の導入等、制度的な枠組みを充実させている。

リサイクル対策としては、容器リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に拡大生産者責任を位置付けている。このほか、食品廃棄物や建設廃棄物等、品目の特性に応じた制度を整備している。

循環資源の循環的な利用及び処分に向け、循環基本法を始めとした法体系を整備しており、各種施策については、循環基本計画を策定し、政府一体となって総合的かつ計画的に実施している。

特に処理が困難な品目であるPCBについては、その適正処理のための法制度を整備するとともに、全国に処理拠点を設置し、安定的な処理体制を構築している。

3. 廃棄物・リサイクル技術の発展

廃棄物・リサイクル技術には、

廃棄物の発生抑制や適正処分等を進め、環境への負荷を低減させる面と、我が国に乏しい資源の確保を図り、健全な経済発展を促進する面が存在し、我が国では、廃棄物・リサイクルに関する様々な技術が発展してきている。

4. 地域に根ざし、関係者が一体となった取組の推進

循環型社会の形成に当たっては、地域の実情に即し、国と地方とが協働し、循環型社会の形成に向けた地域計画を策定し、循環型社会の形成につながる基盤を整備していく取組等が効果を挙げつつある。

不法投棄防止、有害物質の適正管理に当たっては、人材育成や情報共有等の面で、実際に執行を担当する地方公共団体と国が連携して取組を推進している。

第2部：東アジア全体での循環資源の適正な利用・処分の実現

1．議論の前提の整理

循環型社会の内容やその位置付け、循環資源の内容等について整理している。

2．循環資源をめぐる国際的な動向

途上国等における循環資源等の発生量やその国際的な移動量の増加が進んでいる中、バーゼル条約等の現在の法制度等も踏まえつつ、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、循環資源の適正な利用・処分に向け、取組を充実していくことが重要となっている。

3．国際的に循環型社会を形成していくための基本的な考え方

循環資源の国際的な移動については、これに含まれる有害性等の環境負荷や資源としての有用性といった性質に即して、その是非を考えるべきであり、循環資源の内容や検討範囲等を明確にした上で、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針で臨む必要がある。

その際、廃棄物の国内処理の原則等に即し、各国の国内における廃棄物の適正処分や3Rの推進の能力の向上が最優先の課題であり、これと併せて、循環資源の不法な輸出入の防止等を図っていくことが不可欠である。これら2点の取組が確実に行われ、国外でより環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際的な移動を促進していくことも重要である。

こうした原則に沿って、取組を進める際には、国際的に循環型社会を形成していくための基本方針を定め、国内の取組の充実・強化等を通じたアジア全体での環境負荷の低減を進めること等が必要である。

以上を踏まえ、環境負荷や資源価値をベースに、循環資源の性質（有害物、無価値物等）に即し、その適正な利用・処分の実現に向けた具体的な対応の方向性を整理している。

4．基本的な考え方を踏まえた我が国の取組

上記のような考え方を踏まえた我が国の取組として、

東アジア諸国等のそれぞれの国内において、循環資源の適正処理の実現

循環資源の国際的な移動に伴う不法行為の防止

環境保全上望ましい形での循環資源の国際的な移動の円滑化

を進めていくことが考えられる。また、その際には、我が国と途上国等では社会・経済情勢等の面で大きな相違があることから、こうした相違点や我が国固有の情勢に留意して対応を進めていくことが必要である。

(1) 取組を推進する際に留意すべき事項

的確に取組を推進するため、途上国等のニーズへの配慮や国内の廃棄物・リサイクルシステムへの影響といった事項に留意していくことが必要である。

(2) 具体的な取組内容

東アジア地域等における循環資源の循環的利用・処分の実現

各国における政策の一貫性や国際的な協調性、施策実施の強化といった要素を重視しながら、途上国の自主性や取組の継続性に重点を置いたキャパシティ・ディベロップメント型の支援等を通じ、東アジア諸国等のそれぞれの国内において、循環資源の適正処理の実現を推進していく必要がある。

- ・ 政策対話の実施や計画策定の支援
- ・ 循環的利用・処分の能力の向上
- ・ 研究ネットワーク等の知識・技術基盤の整備
- ・ 地方公共団体やNPO・NGOによる取組の促進
- ・ 他の環境分野との連携の促進

循環資源の不法な輸出入等を防止する取組の充実・強化

循環資源の国際的な移動の増加に起因する環境汚染を防止するため、国内の関係府省や相手国の担当部局、国際機関等が連携して、有害廃棄物等の不法輸出入の防止に向けた取組を充実・強化する必要がある。

- ・ 循環資源の国際移動の現状把握・分析の高度化
- ・ 国際機関・諸外国と連携した規制対象物品の明確化
- ・ 循環資源等のトレーサビリティの向上
- ・ 不法輸出入防止に向けたネットワークの充実
- ・ 我が国の知的財産権侵害の防止

循環資源の国際的な移動の円滑化

環境汚染の防止を前提に、循環資源の持つ資源としての価値に着目し、その国際的な移動を通じ、より有効利用が促進されるような取組を進めていくことも重要である。

- ・ 循環資源の輸出入の円滑化の検討
- ・ アジア共通の有害廃棄物のデータベースの構築
- ・ 再製造品等に対する貿易障壁低減の検討

第3部：今後の更なる取組へ

－「環境の世紀」における「東アジア循環共同体」の実現へ－

上記のような取組の進展に合わせ、東アジア諸国を、地域全体で適正な資源循環を実現していくための「パートナー」ととらえ、アジア独自の考え方（アジアン・スタンダード）を作成・共有していくことが考えられる。

さらに、「環境革命」ともいふべき社会経済システムの変革を進め、世界全体を視野に入れ、東アジア地域全体での適正な物質循環を確保した、開かれた「東アジア循環共同体」の形成を進めていくことが重要である。